

知覚的知識の帰属に関するウィルフリド・セラーズの見解から

内在主義的要素を取り除くことは妥当か

ーロバート・ブランダムの外在主義を擁護するー

東京大学人文社会系研究科 松本将平

はじめに

知覚的知識はいかにして可能なのか。これは、認識論と知覚論の両方に跨る大問題である。知覚的知識は、伝統的な認識論的基礎づけ主義者によって経験的知識の全体を支える基礎的知識とみなされていたものであった（例えばモーリッツ・シュリック（1934/1959））。基礎的知識とは、他の諸知識から認識的に独立である（つまりその知識を持つことができるためにすでに他の知識を持っている必要はない）にもかかわらず認識的に有効である（つまり他の信念を正当化する際に適切に引き合いに出すことができる）ような知識だと特徴づけられる（deVries&Triplett 2000, xxvi）。しかし、ウィルフリド・セラーズは「経験論と心の哲学」（以下、EPM と略記）において、そのような基礎的知識の存在にコミットする立場（セラーズはそれを「所与の神話」と呼ぶ）に対して徹底的な批判を加えた。そこで彼が与えた所与の神話への批判は、ロバート・ブランダムやジョン・マクダウェルをはじめとする多くの哲学者に影響を与え、今なお認識論および知覚論における重要なトピックであり続けている（Brandom 2002; McDowell 2009）。

さて、もし所与の神話批判が成功しているならば、知覚的知識がいかにして可能なのかについて、所与の神話に陥らない説明を与えなければならない。そのような説明はセラーズ自身によって EPM 第 8 部において提示されている。しかし彼の見解は、「悪名高い強い内在主義」（Rosenberg 2007, 248）¹であり、これまで多くの批判にさらされてきた²。ブランダムは、セラーズのアイデアを引き継ぎつつも、セラーズの課す条件から内在主義的要素を取り除いた外在主義的立場を採用することによりセラーズの見解が抱える問題を回避しようとする。一方で、このブランドムの見解に対しては、より保守的なセラーズ主義者であるジェイ・ローゼンバーグが批判を与えている。本稿の目的は、ローゼンバーグの批判に抗して、ブランドムの外在主義³には問題がないということを示すことである。本稿でなされる議論は以下の通りである。まず第 1 節にて、セラーズが与える知覚的知識の帰属条件を提示し、その立場に含まれる内在主義的要素が持つ利点と問題点を指摘する。次に第 2 節において、ブランドムの外在主義がどのような立場であるのかを概説し、

それがセラーズの課す「強い内在主義」の眼目をきちんと汲み取りつつ認識論的により適切なものになっていることを示す。その上で第 3 節にて、ローゼンバーグによるブランダム批判を提示する。最後に第 4 節において、ローゼンバーグの批判に対してブランドムの見解を擁護する。これにより、知覚的知識はいかにして可能なのかという問いに対して一定の解答の方向性を与えることが本稿の目的である。

1. セラーズの「強い内在主義」とその問題点

知覚的知識はいかにして可能なのかに関するセラーズの説を確認することから始めよう。セラーズは EPM §35 において、所与の神話に陥らないような、知覚的知識の帰属条件を与える。そこで示される彼の見解は次のように整理される。

EPM §35 における、報告が知識の表現と見なされるための必要十分条件

ある主体 S に ϕ であるようなある対象が現前しているとする。この時、 S の「これは ϕ である」という報告が知覚的知識の表現であるのは次の条件がすべて満たされている時またその時に限る：

- (i) その報告が S の、〈その対象が標準的状況において現前している時その時に限り「これは ϕ である」の顕在的ないし潜在的なトークンを生み出す〉という傾向性の表出であり、その傾向性は S によって獲得された因果的性質である
- (ii) その報告が「権威」を持っている（「第一のハードル」）
- (iii) S が、自らの報告が権威を持っていることを認識している。（「第二のハードル」）

まず、セラーズが「報告」をベースに認識論的議論を行なっていることについてコメントをしておきたい。セラーズは EPM において（明示的に述べているわけではないが）「言語行動主義」モデル（VB モデル）を採用していると考えられる。VB モデルとは、我々の心的な出来事や状態を問題にする際、それらの特徴を明らかにするために、それらを我々の言語的な振る舞いしないしその傾向性に近似して議論するというセラーズの戦略であり、他の諸論文（Sellars 1969, 1975 など）においては明示的に採用されている。VB モデルにおいて「 p と考えること」は、一次的な意味としては「『 p 』と述べること」と、二次的な意味としては「『 p 』と述べる短期間の直前傾向性」とみ

なされる (Sellars 1975, II, §10)。ここにおいて「述べる」とは、「言語を知っている者として、正直に言葉を発話すること」であり、セラーズはこれを「声に出して考えること」と表現する (Sellars 1975, III, §27)。EPM における報告は、知覚に際して生じる「声に出して考えること」だと考えられる。そして、VB モデルにおいては、*p* という信念とは、上の意味における「*p* ということを声に出して考える」(短期間の直前) 傾向性に他ならない (Sellars 1969, 71) ⁴。それゆえ、知覚に際して「*p* と考えること」の一次的意味が『*p*』と報告することであり、その二次的な意味が「*p* という知覚的信念を持っていること」である。以上を踏まえると、セラーズの報告ベースの議論は信念ベースの議論に読み替えても大きな問題はないと思われる (なお、ドフリース&トリプレット (2000) やブランダム (1997) をはじめとして多くの論者はセラーズの報告ベースの議論を信念ベースに読み替えている)。

そこで、上の諸条件を信念ベースの条件に読み直していこう。まず (i) は、知覚の標準的状況のもとで (例えば白色光のもとで) 真な知覚的信念を獲得する傾向性を持っている主体 *S* が、対象の現前の結果、知覚的信念を獲得・保持しているということだと読み替えることができる。すなわち、標準的状況において、*S* の知覚的信念は実際に真である見込みが高い (信頼可能である) ということである。次に、条件 (ii) の中身を確認する。条件 (ii)、すなわち「第一のハードル」は、その報告が「権威」—ある種の規範的な力—を持っているということである。どういうことか。例えば、標準的状況において、赤いものが目の前にある時その時に限り「コレハアカイ」という音声を発話するように訓練されたオウムがいるとしよう。この場合、標準的状況におけるこのオウムの「コレハアカイ」という発話 ⁵ は、そのオウムの目の前に実際に赤いものがあることの優れた指標となる。それゆえ我々は、オウムがそのように発話しているという事実から、実際にそのオウムの目の前に赤いものがあるということを推論することができる。この時、オウムの発話は「権威」を持っている。報告 (ないし発話) が権威を持っているとは、**上述の推論をその報告の聞き手がなすことができる**ということである。ゆえに (ii) は、信念ベースに読み替えると、信念主体が *p* という知覚的信念を持っているということから実際に *p* であると推論すること (これを、ブランダム (1994) に倣って「信頼性推論」と呼ぶことにする) が**適切だ**と知識帰属者にみなされているという条件である。最後に、(iii)、すなわち「第二のハードル」が要求することは、**報告者自身**がその報告の権威を認識しているということである。信念ベースに読み替えれば、これは**信念主体自身**が当該の信頼性推論をなして当該の信念を正当化することができるということである。

本稿で問題になるのは、この条件 (iii) である。本節の残りの箇所で、条件 (iii) を課す利点と、その問題点を確認しておく。

条件 (iii) を課すメリットは（セラーズ自身は明示的に述べていないものの）少なくとも二つあると思われる。一つ目は、測定した温度を文トークンで表現する温度計や訓練されたオウムなどを、知識主体から除外することができるということである。(i) と (ii) の条件だけでは、それらにも知覚的知識を帰属させることになってしまうが、それらは明らかに知識主体ではないであろう。ゆえにセラーズは条件 (iii) を要求するのである⁶。二つ目は、所与の神話に陥らないようにするためである。条件 (iii) によれば、非推論的に獲得された知覚的信念も、それが知識と認められるためには、主体が今おかれている状況に関する知識や標準的状況に関する知識、そして自分の信念の信頼可能性に関する知識などを主体がすでに持っていなければならない。よって、知覚的知識は、他の諸知識から決して**独立ではない**。それゆえに、セラーズの立場は、内在主義を取りながらも基礎づけ主義には陥らないものになっているのである。⁷

一方で、この第二のハードルには、これまでに批判が与えられてきた（Brandom 1997；Sosa 2009；笠木 2014 など）。本稿ではセラーズ自身の見解がそれらの批判を回避できるかどうか立ち入ることはしないが、いずれも根深い問題であり解決は容易でないということを指摘しておく。次節ではそのうちのブランダムによる批判を取り上げ、セラーズの説に対するブランダムの代替案を確認する。

2. ブランダムの外在主義

条件 (iii) は、報告の権威を報告者**自身**が認識していることを要求するものであった。ブランダムはこの条件について、「多分、この点でセラーズは言い過ぎている」（Brandom 1997, 157）と批判する。ブランダムは次のようなケースを内在主義に対する反例として提示する（以下、Brandom 2000, 98-9 参照）。陶片を見るだけでそれがトルテカ陶器かアステカ陶器かを弁別する能力を、長い年月をかけて身につけた専門家がいるとする（以下、この陶片鑑別師を、ローゼンバーグ（2007）にならって「メグ」と呼ぶことにする）。また、メグがその弁別を正当化するために引き合いに出すことができるような陶片の特徴は何もないとする。陶片を見る時、彼女は、あるものはトルテカ陶器、またあるものはアステカ陶器だと単にそう思うのである。さらに、彼女は、自分がトルテカおよびアステカの陶片に関する信頼可能な非推論的

報告者であるとは信じていないとする。彼女は、ある破片がトルテカ陶器とアステカ陶器のどちらであるかを同僚に報告したり、あるいは出版したりする時に、自分の観察報告をそのまま信用するのではなく、必ず顕微鏡による確認ないし化学的な分析を行うのである。しかし彼女の同僚たちは、何年にも渡り彼女と仕事をする中で、彼女が実際に陶器の弁別に関する信頼可能な報告者であるということに気づいている。この場合、メグは明らかに条件 (iii) を満たしていないため、セラーズの基準に従えば、メグには陶器に関する知覚的知識は帰属されない。しかしブランドムによれば、「彼女は信念を確証する証拠にこだわるものの、彼女は実際には当該の破片がトルテカ様式であることを顕微鏡や試薬を用いる以前からすでに知っていたのだ、と同僚たちが述べることは、彼女が正しいことが明らかになった場合には合理的であるように思われる」(Brandom 2000, 98-9)。

なぜ、第二のハードルを超えていないメグに、知覚的知識を帰属して良いとブランドムは述べるのであろうか。ここで考えるべきは、ある人に知識を帰属させるとはどういうことかについてである。それは第一に、真なる信念をその人に帰属させることである。しかし、これだけではまだ不十分である。我々は、単に**偶然真**であるにすぎないような信念を知識とはみなさない。というのも、もしその人の報告が、たとえ真だとしても偶然真であるに過ぎないようなものであれば、我々はその人の報告をあてにすることはできないためである (Brandom 2000, 101)。そのため、知識の帰属は、主体に単に真なる信念を帰属させることだけではなく、それに加えてその信念主体がそれを信じることに於いて正当化されているとみなすことを含む。この際、信念主体の信念が**正当化されている**ために、当人が自分の信念を**正当化**することができなければならないと想定する必要はない。というのも、たとえ当人が問題の報告ないし信念を正当化できなくとも、それが単に偶然真なわけではなく、それゆえにそれをあてにして良いとみなすことができるのであれば、その人の信念が正当化されているとみなすことに問題はないからである (Brandom 1994, 218)。ところが、条件 (iii) を課すことにおいて「セラーズは、信頼可能な観察者の主張が正当化されているためには、その観察者がそれを推論的に正当化する [...] ことができないとみなしている」(Brandom 1994, 217)。そのためブランドムは、第一のハードルを維持しつつも第二のハードルを知覚的知識の帰属条件から外し、次のように述べる：「知識主体がある信念に資格付与されているためにはその主体が（その信念のための理由としてその信頼可能性を引き合いに出すことができる必要はなく）信頼可能であることで十分なのであるが、知識の帰属者は理由として

まさにその信頼可能性を引き合いに出すことができないなければならない」(Brandom 1995, 906)。

以上のようなブランダムの見解は第二のハードルの眼目を保存していると思われる。このことを確かめておこう。第二のハードルを課すメリットは、先に見たように、それを課すことで①温度計やオウムを知識主体から除外する ②所与の神話に陥る立場にならないようにする の二点が満たされることであった。まず、①については、ブランダムは信念帰属の条件を課すことによって対処する。ブランダムは、信念を「本質的に、推論の前提および結論として働きうる」(Brandom 2000, 108)ものとみなす。つまり、彼にとって、ある命題に関する信念は、その命題から帰結する別の命題に関する信念や、その命題を導出する別の命題に関する信念と、基本的には切り離せないものなのである。それゆえ、温度計やオウムは知覚的知識を帰属されない。というのもそれらは、たとえある文を発する傾向にあるとしても、その文を推論における前提ないし結論として用いることが不可能だからである。また、信念帰属の条件ゆえに、ブランダムにおいては②もクリアされる。「他の状態と推論的關係に立たないような諸状態、すなわち他の状態の理由として働かないような諸状態は、決して信念とは認められない」(Brandom 2000, 108)ため、任意の知識は他の知識ないし信念の存在を前提する。よって、ブランダムの描像においても、「他の状態と推論的關係に立たないような」認識的に独立な基礎的知識は措定されないため、彼の見解は所与の神話には陥らないのである。ゆえに、ブランダムの見解において、第二のハードルを課す眼目は保存される。

3. ローゼンバーグによる反論

ローゼンバーグ(2007)は、メグに当該の知識は帰属できないと主張することで、ブランダムの外在主義を退けてセラーズの元々の見解を擁護しようとした。彼は、メグが適切な知識所有者でないことを示すために、次のようなケースを提示する。それは、「再帰的脳傷」という架空の脳傷の患者である(以下、ローゼンバーグにならってこの患者を「バーニー」と呼ぶこととする)。この脳傷の特徴は、患者がそれを患っている時その時に限り、たとえ関連する脳科学的・神経医学的知識ないし信念を**まったく持っていない**としても、「自分に再帰的脳傷が生じているという信念」(Rosenberg 2007, 252)を常に持つということである。ゆえに、自分に再帰的脳傷が生じているというバーニーの信念は常にもしくは概ね真である。一方で、彼は自分の信念が信

頼可能なものであるとは考えておらず、その信念を正当化することが全くできない。ゆえにバーニーは、メグと同様に、自分の報告を正当化できない信頼可能な信念所有者である。神経学者は信頼性推論によって、バーニーがそのような信念を持っていることから彼に実際に再帰的脳傷があると結論づけることができる。一方で、「その神経学者に相談する前の時点で自分が再帰的脳傷を患っているということをバーニー自身がすでに知っていた、と述べるのは間違いなく合理的ではない」(Rosenberg 2007, 252)。

メグとバーニーの事例は一見よく似ている。とはいえ、両者は次の点で異なる。それは、「メグは繰り返しの経験を通じて、陶器の破片の出所についての信頼可能な信念を持つ傾向を徐々に獲得してきた」のであり、「陶器の破片がアステカ様式ないしトルテカ様式であることが何を意味するか」や「どんな顕微鏡的および化学的な試験の結果が出れば彼女の自発的なクラス分け判断を確証ないし反証するか」を知っているに対し、バーニーはそれらの知識をほぼあるいはまったく持っておらず、「自身の脳が持つある特定の種類の損傷に関する信頼可能な信念を持つバーニーの傾向は、ひょっとすると損傷が生じた時に突如として生じたのかもしれない」、という点である(Rosenberg 2007, 253)。ゆえに、ローゼンバーグは次のように結論づける。

「もしメグの同僚が一人称的知識を帰属させる資格を付与されているならば、彼らにそれへの資格を付与するものは信頼性推論のみではなくはるかにそれ以上のものである。それは、アステカの破片をアステカのものととして、トルテカの破片をトルテカのものととして気づくことのできる位置にいるための訓練や経験や専門知をメグが持っているという付加的な情報をも同様に含む」(Rosenberg 2007, 253)。

以上のように事情を整理したことでメグの事例の異常さが明らかとなっているとローゼンバーグは考える。彼女はこれまでに何度となく陶器の破片の弁別を行っており、彼女の同僚たちが彼女の報告を信頼可能だとみなすようになるほどには弁別に成功しているはずである。そして弁別のたびに、自分の報告ないし信念の真偽を確認してきたはずである。それにもかかわらず、当該の報告の信頼可能性に関する把握において、メグはバーニーと同じ状態に陥っている。ゆえに「メグは、彼女の同僚とは違い、それらの判断の証明力に関する気づきの奇妙な欠落を表している」(Rosenberg 2007, 253)。

以上の考察のもと、ローゼンバーグはメグの同僚たちによる彼女への知識帰属に疑問を投げかける。というのも、メグは報告の際にまったく自信を持っておらずまたあまりにも慎重な態度をとるので、そもそも彼女が持っているのは信念ではなく信念を持つ傾向性でしかないかもしれないし、あるいは

もしそれが信念だとすると、「訓練や経験および専門知によるそのような確信への資格付与ならびに彼女自身の信頼可能性について彼女が感受性を欠いていることによって、それら〔メグの観察的諸信念〕から知識としての資格を奪うのに十分なだけの認識的逸脱が示されている」(Rosenberg 2007, 253-4) からである。ゆえに、メグ自身に当該の知識を帰属はできないとローゼンバーグは結論づける。

4. ブランドムを擁護する

ローゼンバーグが指摘するように、確かにメグの事例には問題がある。メグは、陶器に関する知覚的信念を非推論的に獲得した後、実際に自分でその信念の真偽を顕微鏡や試薬によって確かめている。つまり彼女は、自身の当該の信念が真だということを繰り返し確かめているはずなのである。それにもかかわらず自身の信念の信頼性を全く信じようとしないのは非常に不合理な態度である。あるいは記憶力に問題があるのかもしれない。いずれにせよローゼンバーグの述べるように、彼女はまともな認識主体とは言えないであろう。すなわち、ブランドムの提示するメグの事例は確かに破綻している。

しかしこれは、ブランドムの立場が抱える本質的な問題ではないと思われる。次のように事例を修正しよう。長年の研究生活の中で、目の前の陶片がアステカ様式かトルテカ様式かを何となく区別することができるようになったメグは、遺物の整理の際、陶片が出るたびに、例えば「これはアステカ陶器だと思う。後で調べておいて頂戴」と言って同僚に手渡す。彼女自身は、自分の報告の内容を確信しているが、いちいちそれが真であるかどうかを確かめたりはしないし、そうする必要に迫られたこともこれまでなかったとしよう。そのため、彼女は自分の当該の信念が信頼可能かどうかを知らない。一方、いつも破片を手渡される同僚は、彼女の報告が驚くべき精度で当たっているということを知っている。このような状況を想定することは十分可能である。この場合のメグは、不合理さも記憶力の欠如もない、いたってまともな認識主体であろう。よって、ローゼンバーグの批判は回避可能である。

とはいえ、修正されたメグの事例も、現実にはこのような事態はほぼ起こりそうにないという点で奇妙な例だと思われるかもしれない。しかし、だからといって、メグに当該の知識を帰属すべきでないということにはならない。改めて、我々が人に知識を帰属させる目的を確認しておこう。それは、「[...]我々に情報を与えるために、他者の発言に頼ることができることを望むから」(Brandom 2000, 101) に他ならない。そして、我々が他者の報告に頼るこ

とができるのは、「その人が、つまらない幸運や全くの偶然などによってではなく、その人自身の能力や努力や行為によってものごとを正しく理解している」(Greco 2003, 111) とみなすためである。つまり、「その人がものごとを正しく理解していることを信用する」(Greco 2003, 111) がゆえに、我々はその人に知識を帰属させるのである。以上を鑑みれば、修正版のメグに知識を帰属させることはできないとすることにポイントはないと分かるであろう。

最後に、バーニーがブランダムの見解に対する反例になっていないことを確かめておきたい。バーニーは、そもそも「再帰的脳傷」という概念を保有しておらず、「自分にサイキテキノウショウが生じている」という **自分でも訳のわからない** 文を発する（あるいはそういう考えが頭に浮かぶ）傾向性を身につけてしまっているに過ぎない。そのため、自身に再帰的脳傷があるという考えを他の信念との推論的關係の中で捉えることができない。ゆえに彼は、（少なくともブランダムの信念帰属の条件に照らせば）ローゼンバーグの元々の想定に反して、そもそも自分に再帰的脳傷が生じているという信念を持っているわけではない。そのため、ブランダムの見解においては、バーニーには当該の知識は帰属されないであろう。よってバーニーはブランダムの見解の反例にはならないのである。

ただし、バーニーの事例は次のように修正できる⁸。再帰的脳傷に、第3節にて挙げたものとは異なる症状 A、B、C が一定の確率で伴うとする。またバーニーは、脳科学や神経医学に詳しく、再帰的脳傷をという病気があるということも知っているとする。ただし彼は、再帰的脳傷にかかると症状 A、B、C が一定の確率で生じるということは知っているが、「自分に再帰的脳傷がある」という考えが常に生じるという症状もあることは知らない（聞いたことすらない）と仮定しよう。また、バーニーには偶然 A、B、C のいずれの症状も生じていないとしよう。この場合、修正版バーニーは十分背景的知識ないし信念を持っているため、彼に当該の信念を帰属させることに問題はないだろう⁹。ゆえに、ブランダムの基準のもとでは、神経学者は修正版バーニーに当該の知識を帰属して良いということになると思われる。ただし、元々のバーニーに当該の知識を帰属させることの不合理さは彼が関連する背景知識ないし信念を一切持たないにもかかわらず当該の報告あるいは思考をすることにあつたわけだが、修正版バーニーにおいてはその問題は生じていない。そのため、修正版バーニーに当該の知識を帰属させることは全く不合理ではない。それゆえに修正版バーニーはやはりブランダムの事例の反例にはなっていないと思われる。¹⁰

おわりに

本稿でなされたことは以下の通りである。まず、知覚的知識の帰属条件に関するセラーズの説が整理され、そこで課される第二のハードルと呼ばれる条件の眼目と問題点が確認された。それに対する一つの改善策として、ブランダムの外在主義という立場が提示され、ブランダム立場ならばセラーズの第二のハードルの眼目を全て拾える上、我々が知識を帰属させることの目的に照らすとセラーズの元々の見解よりも妥当なものとなっていることが示された。そして、その上で、ブランダムの見解に対するローゼンバーグの批判が紹介され、その批判が失敗に終わっていることが示された。以上より本稿では、セラーズの見解はブランダムに従って外在主義的に読み替えられるべきだと結論づける。

本稿では、所与の神話批判を引き受けた時に知覚的知識の帰属条件はいかなるものであるべきかという問題に対し、ブランダムを擁護することで答えようと試みた。しかし、ブランダムを擁護するならば、考えなければならない問題はまだいくつも残っている。例えば、ブランダムにおける信念帰属の条件や、修正版バーニーに問題の知識を帰属して良いかどうかについては更なる考察の余地があるだろう（注 9 および 10 参照）。また、ブランダムの見解には、ローゼンバーグ以外の論者、例えばマクダウェル（2010）などによっても批判が与えられている。そのような批判を確認し、ブランダムの見解に認識論的問題がないか、またもしあるならばどう修正すべきかを調査することは、今後のさらなる課題である。

注

¹ 以下では、特に断りのない限り、引用文中の強調は全て原著者自身によるものである。

² 本稿では、知識の条件に関する「内在主義」は次のような立場を指す。すなわち、真なる信念が知識であるために満たすべき条件の中に、その条件が充足されているかどうかを主体が反省のみによって確かめることができるような条件が少なくとも一つ含まれるとみなす立場である。また、知識の条件に関する「外在主義」は、内在主義以外の任意の立場を指すものとする。

³ 本稿では、ブランダムの見解を「**ブランダム**の外在主義」とあえて回りくどい言い方で表すこととする。というのも、知覚的知識の帰属条件をセラーズの (i) の条件（第 1 節参照）のみに限定する見解も外在主義であり、そ

のような見解とブランドムの見解を区別したいためである。ブランドムの立場の特徴は、条件 (i) に加え (ii) を受け入れ、さらに彼特有の信念帰属条件を課す点にある (第 2 節参照)。

⁴ VB モデルにおいて、信念は、単にある文トークンを発話する傾向性であるわけではない。「p ということを声に出して考える」という特別な意味において、ある文トークンを発話する傾向性なのである。

⁵ 本稿では、文トークンを生成することを「発話する」という語で表す。一方で「報告する」ないし「述べる」という語は「**言語を知っている者として、正直に言葉を発話すること**」(Sellars 1975, II, §27, 強調引用者) として用いられる。それゆえ、オウムのようにある文トークンの意味を理解せずにそれを生成することには、「報告」ではなく「発話」という語を用いることとする。

⁶ 一方で、条件 (iii) は動物や幼児も知識主体から除外する。これは多くの人にとって直観に反するようと思われるかもしれない。セラーズを擁護するならばさらにこの点についても何らかの説明を与えなければならない。

⁷ なお、ローゼンバーグは、第二のハードルを課すメリットとして次のことを挙げる。一般に、ある人の何かに権威が存在するためには、その権威が誰かによって認識されることが必要である (Kukla 2000, 166; Rosenberg 2007, 248)。それゆえに、報告が権威を持つためには、その報告の権威が誰かに認識されていなければならない。これは、条件 (iii) によって満たされる。というのも、第二のハードルが課す条件は、報告の権威を報告者自身が認識しているということだからである。それゆえにセラーズは第二のハードルを課すのだとローゼンバーグは考える (Rosenberg 2007, 248)。

しかし、このことを根拠に第二のハードルが**必要である**と主張することはできない。というのも、ある人の報告が権威を持っているのはその報告の権威を**誰か**が認識している時に限られるということから言えることは、第二のハードルは当該の報告が権威を持つための**十分条件**だということではかないからである。

⁸ バーニーの事例をこのように修正することが可能だということは野上志学氏にご指摘いただいた。

⁹ では、どのくらいの関連知識ないし信念を元々のバーニーに持たせると、彼に当該の信念を帰属させることができるようになるのだろうか。おそらく、そこに明確な線引きはできないと思われるが、本稿では信念の帰属条件についてこれ以上確定的なことを述べることはできない。

¹⁰ なお、修正版バーニーと修正版メグの間には、ある状況において問題の

信念を形成するという傾向性を身につけるプロセスの点で相違がある。メグはそれを訓練や教育によって習得する一方で、バーニーは頭を打つなどした拍子にそれを突然身につける。それゆえ、もし仮に修正版バーニーに当該の知識を帰属させることに問題があるとしても、ブランダムの課す知識帰属の条件に〈ある状況において問題の信念を獲得するという傾向性を訓練や教育によって習得した〉という条件を加えれば、修正版メグには当該の知覚的知識を帰属できる一方で修正版バーニーには問題の知識を帰属せずにすむ。ただし、この条件が単にアドホックなものではないかどうかを確かめるためには、更なる考察が必要であるだろう。

参考文献

- Brandom, R., 1994, *Making it explicit: reasoning, representing, and discursive commitment*, Harvard University Press.
- , 1995, “Knowledge and the social articulation of the space of reasons”, *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. 55, No. 4, 895–908, International Phenomenological Society.
- , 1997, “Study guide”, in *Wilfrid Sellars, Empiricism and the philosophy of mind, with an introduction by Richard Rorty and a study guide by Robert Brandom*, Harvard University Press.
- (References are to the section numbers in the text.)
- , 2000, *Articulating reasons: An introduction to inferentialism*, Harvard University Press.
- , 2002, “The centrality of Sellars’s two-ply account of observation to the arguments of ‘Empiricism and the philosophy of mind’”, *Tales of the mighty dead: Historical essays in the metaphysics of intentionality*, Harvard University Press.
- deVries, W. A. & Triplett, T., 2000, *Knowledge, mind, and the given: reading Wilfrid Sellars’s “Empiricism and the philosophy of mind” including the complete text of Sellars’s essay*, Hackett.
- Greco, J., 2003, “Knowledge as credit for true belief”, in DePaul, M. & Zagzebski, L. (eds.), *Intellectual Virtue: Perspectives From Ethics and Epistemology*. Clarendon Press. 111–134.
- 笠木雅史, 2014, 「セラーズの所与の神話批判はどの程度成功しているの

- か？」，第73回日本哲学会、北海道大学，6月29日。
<https://www.yumpu.com/da/document/view/26656919/>，（最終閲覧日：2019/8/22）。
- Kukla, R., 2000, “Myth, memory and misrecognition in Sellars’ ‘Empiricism and the philosophy of mind’”, *Philosophical Studies*, 101(2-3), 161–211.
- Rosenberg, J. F., 2004, “Sellarsian seeing: In search of perceptual authority”, *Perception and reality*, Ralph Schumacher (ed.), Mentis Verlag, Reprinted in Rosenberg, 2007, *Wilfrid Sellars: Fusing the Images*, Oxford University Press. (References are to the reprinted edition.)
- McDowell, J., 2009, “Avoiding the myth of the given”, in Lindgaard, J., 2009, *John McDowell: experience, norm, and nature.*, 1–14. John Wiley & Sons.
- , 2010, “Brandom on observation”, in *Reading Brandom*, 139–154, Routledge.
- Schlick, M., 1934/1959, “The foundation of knowledge”, *Logical positivism*, 1959, Ayer, A.J.(ed.), 209–27. New York, The Free Press. (Original work published 1934.)
- Sellars, W., 1956, [EPM], “Empiricism and the philosophy of mind”, in Feigl and Scriven eds., *Minnesota studies in the philosophy of science*, vol. 1, University of Minnesota Press, Reprinted in Sellars, 1963, Brandom 1997, and in deVries and Triplet 2000. (References are to the section numbers in the text.)
- , 1963, *Science, perception and reality*, Humanities Press. Reprinted in 1991, Ridgeview.
- , 1969, “Language as thought and as communication”, *Philosophy and Phenomenological Research* 29 1969, 506–27; reprinted in Scharp, K. & Brandom, R. (eds.), 2007, *In the space of reasons: Selected essays of Wilfrid Sellars*, Cambridge, MA, Harvard University Press, 57–80. (References are to the reprinted edition.)
- , 1975, “The structure of knowledge”, The Matchette Foundation Lectures for 1971, in *Action, knowledge, and reality: Studies in honor of Wilfrid Sellars*, H-N. Castañeda (ed.), Indianapolis: Bobbs-Merrill: 295–347.

Sosa, E., 2009, “The mythology of the given”, in *Reflective knowledge: Apt belief and reflective knowledge*, Oxford University Press.